

環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1320010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地方公共団体が有する一般廃棄物処理施設から排出される焼却残さに係る廃棄物としての取扱いについての規制の緩和	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1011010
提案主体名	株式会社日本環境カルシウム研究所		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項
制度の現状	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

求める措置の具体的内容	<p>一般廃棄物の処理責任者である地方公共団体の清掃工場から排出される焼却残渣(一般廃棄物に限る)を当該地方公共団体が盛土構造物を築造するための盛土材として自ら利用する場合は、当該焼却残渣の処理方法(中間処理を除く)を廃棄物処理法に基づく廃棄物(占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったもの)の処分としてではなく、廃棄物処理法の上位法である循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の利用として取り扱うこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>エネルギー消費量の少ない一般廃棄物(焼却残渣)の有効利用を促進して、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す。</p> <p>具体的には、焼却残渣の処理責任者である地方公共団体が当該焼却残渣を盛土構造物を築造するための盛土材として自ら利用することにより、一般廃棄物の最終処分量および再生利用等に伴うエネルギー消費量の削減を図ることが可能になる。また、築造した盛土構造物を太陽光発電に利用することにより、国の喫緊の課題である自然エネルギーの拡大を図ることが可能になる。</p> <p>提案理由： 焼却残渣の有効利用は、二酸化炭素の排出量の多い溶融固化処理やセメント原料化が主流になっており、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す日本の地方公共団体における一般廃棄物の処理方法としては時代の流れに合わない状況になっている。</p> <p>代替措置： 利用する前の焼却残渣(廃棄物)は、当該地方公共団体の責任において排出場所である清掃工場内にて廃棄物処理法の中間処理の規定に基づいてその全量を盛土材としての性能を有する性状に加工するため、安定化処理剤等を混練し固化・不溶化することとする。また、この加工した焼却残渣(循環資源)を当該地方公共団体が自ら利用する施設については、設置および維持管理に際して、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の最終処分場の規定を遵守(準用)するものとする。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、不法投棄等の生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要である。</p> <p>したがって、御提案の焼却残渣が、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として規制する必要がある、当該物の再生は廃棄物の処理として扱う必要がある。</p>				

過去には、土壌改良材等の製造実験と称して一般廃棄物の焼却灰を加工処理したものの、大量の加工物を放置させて生活環境保全上の支障を生じさせた事案も発生しているところである。

以上のことから、御提案に特区として対応するのは困難である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、提案者の求める措置である安定化処理剤等を混練した焼却残渣の加工物の地方公共団体の利用という視点にも留意しつつ再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

当該提案は産業廃棄物の処理や一般廃棄物の再生(加工)に関するものではなく①地方公共団体が自ら再生した一般廃棄物の焼却残渣の加工物が②他人に有償譲渡できないもの(廃棄物)であっても③当該地方公共団体が環境の保全上の支障を生じさせない方法で自ら利用する場合は④循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)として利用できるように⑤廃棄物処理法に基づく有償譲渡に関する規制の緩和を求めています。なお、当該提案は地方公共団体の自治事務に関するものであり、廃棄物の再生及び循環資源の利用を行なう事業主体は民間ではなく公共になるので、その前提で再検討をお願いします。詳細は補足資料をご覧ください。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

—

御提案の焼却残渣が、再生後に地方公共団体が自ら利用することを予定している物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として規制する必要がある。また、御指摘の「廃棄物処理法に基づく有償譲渡に関する規制の緩和」の具体的内容が不明である。

以上のことから、御提案に特区として対応するのは困難である。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

本提案が再生前の廃棄物に対する規制緩和を求めているものではないことは何度も申し上げているところ。国は循環型社会基本法の施行に際して国民に「廃棄物を不要なものとして否定的に捉える見方を改めて資源として捉え直す必要がある」という意識転換を求めています。しかし国の御回答は廃棄物を「不要なもの」として否定的に捉えています。補足資料の中に本提案のモデルケースとして「有価物ではない有害物質を含む再生後の産業廃棄物の民間企業による自ら利用に対する規制緩和」の事例 <http://www.jehdra.go.jp/josei10.html> を追加しました。国が定めた基本法の規定に則って再々検討をお願いします。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

—

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われなないものについては、適正な処分を確保することを基本としており、このような考え方は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」(平成22年12月20日環境省告示第130号)などにおいても広く周知しているところである。

また、制度上は「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要となったもの」が廃棄物に該当しており、「『不要なもの』として否定的に捉えています」というものではない。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障

を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下におくことが必要である。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、廃棄物として規制する必要がある、当該物の再生は廃棄物の処理として扱うこととなる。

一方、例えば、一般廃棄物の焼却灰等を溶融固化した溶融固化物については、その利用により土壌や地下水の汚染等を生じることがないなど、一定の基準を満たすものは路盤材や埋め戻し材等に利用されており、廃棄物の処分には該当しないとしているように、生活環境保全上の支障が生じないよう配慮しつつ、適正な再生利用が進められているところである。

御提案の「廃棄物処理法に基づく有償譲渡に関する規制の緩和」の具体的内容が不明であり、特区として対応することは困難であるが、先に述べている廃棄物の適正な循環的利用や規制に関する考え方について、改めて御理解をお願いする。

環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1320020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」)の運用見直しによる、新たなリサイクル手法の導入可能化	都道府県	神奈川県、北海道
		提案事項管理番号	1012010
提案主体名	株式会社エコデリック、明円工業株式会社		

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 環境省
該当法令等	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第5項、同条第6項 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の表中8の項第2号 ○容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針 5(4)
制度の現状	<p>現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後に中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物とし、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図る仕組みとなっている。</p> <p>また、容器包装廃棄物の再商品化手法に係る燃料利用に関しては、容器包装リサイクル法の基本方針において、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。</p> <p>これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本概念を定める「循環型社会形成推進基本法」の資源の循環的な利用及び処分に当たっては、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収(サーマルリカバリー)の順でこれを行うという基本原則に則るものである。</p>

求める措置の具体的内容	<ol style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法第二条6項における分別基準適合物について環境省令第二条八項の二に規定されている「圧縮されていること」を除外する。 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月01日)」にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料」の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。
-------------	--

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるパッカー車から降ろした時点でダイレクトに素材選別を行う高効率な選別特化施設が誕生しえない枠組みになっている。この特区では同法に規定されている「分別基準適合物」の定義や「再商品化手法」の一部を見直し、①選別特化施設が誕生し得る枠組みにする②パッカー車から降ろした時点での組成調査によって容器包装の含有割合を推定し、その割合から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することでより公平な費用負担にする③高い環境負荷低減効果がありかつコスト優位性のある固形燃料等の手法を活用する、上記3点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて</p>
-----------------	--

発生している非合理的部分を解消し、プラスチックをより高効率なりサイクルへシフトさせ CO2の更なる削減を達成することを目的とする。その非合理的部分とは、1. 自治体の選別施設と再商品化施設の2段階で選別が行われており非効率でコストがかかる上、各りサイクル手法に向けた素材ごとの分離が進んでいないことにより製品売価が高上していない、2. 自治体が分別基準適合物以外のもを分離しなければならず、その分離コスト負担を嫌って分別収集を実施しない自治体が未だに多く存在すると思われる、3. 自治体が分離した分別基準適合物以外のもを同一の再商品化ルートに流すことができずに焼却に回るケースがある、以上3点でありこれらの解消によって合理的なりサイクル手法の選択、合理的な分別収集の実施が進み、社会的総費用の低減および CO2 の更なる削減につながる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	III
<p>1 分別基準適合物の基準の緩和(「圧縮されていること」の除外)について</p> <p>容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの(分別基準適合物)について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。</p> <p>その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」については「圧縮されていること」を求めているが、これは、特定事業者に義務として課される容器包装廃棄物の再商品化にかかるコストが社会通念上不合理に過大なものとならないようにするため、市町村が行う分別の段階において減容化を行い再商品化に係る運搬費を低減させたものを再商品化の対象として扱うこととしたものである。</p> <p>つまり、現行の分別基準適合物の基準を変更する際には、現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されるものであることが必要であると考え、本提案内容は、現段階においては、その実現により再商品化に係るコストが低減されるものであるかの評価が不十分であり、コスト低減の十分な検証がなされないまま、直ちに制度改正を行うことは適切ではないと考える。</p> <p>また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の再商品化については、同法の規定に基づき国の指定を受けた機関が、特定事業者からの委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化に係る業務の一部を行うこととなっており、自治体が分別する容器包装廃棄物を当該指定を受けた機関が一括して引き取り、一般競争入札により実際に再商品化を行う事業者処理を委託することで、容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うこととしている。</p> <p>仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応札できる事業者が技術的に限定されてしまう可能性が高くなるため、入札による競争原理が働かず、再商品化に係る費用が結果的に上昇し、非効率な仕組みとなるおそれがある。従って、コスト低減の十分な検証がなされないまま、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。</p> <p>したがって、本提案に当たっては、以上の点を解消し、特定事業者の理解を得ることができる旨の具体的かつ合理的な説明がなされる必要がある。</p> <p>2 燃料利用の位置付けについて</p> <p>容器包装リサイクル法の法目的は、「一般廃棄物の減量及び資源の有効な利用の確保を図ること」であり、本法では、資源の有効な利用を図る手段として、分別基準適合物の再商品化の促進を位置づけているところである。再商品化の手法に関しては、枯渇性資源の有効利用や環境負荷の低減を進める観点から、原材料を効率的に使い、製品等として再使用(リユース)することができるものは再使用し、原材料として再生利用(リサイクル)できるものは再生利用し、それができない場合に熱回収(サーマルリカバリー)することとしており、同法の基本方針において、再商品化手法における燃料利用は材料・ケミカル両りサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的の位置づけとしている。</p> <p>こうした考え方に対して、主に容器包装廃棄物のリサイクルに係るコスト低減の観点から、燃料としての利用促進をするべきとの意見があることは承知しており、中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合においても、議論を重ねて来たところ。</p> <p>この点について、同会合において昨年10月にとりまとめた報告書(「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度</p>				

の在り方に係る取りまとめ)では、「燃料利用については、同手法の導入当初に想定されていた、材料・ケミカル両りサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない事態が生じる恐れが当面見込まれない中で、敢えて循環基本法の中で再生利用(リサイクル)より優先度が低い熱回収(サーマルリカバリー)を導入することは、現に機能している材料・ケミカル両りサイクル手法を経済コスト面から事実上廃止に導きかねないおそれがあることに留意が必要である。また、単に熱回収のためだけであれば、そもそも分別の手間や経済コストをかけて容り法の下でリサイクルしなくても、可燃ごみとともに収集して廃棄物処理施設で熱回収をすれば効率の面では劣るもののそれでも十分ではないかとの批判がなされることも考えられる。このため、容り法の次期見直しまでの間は現状の取扱いを継続し、緊急避難的でない燃料利用の導入については、こうした点も踏まえつつ、まずは現状を把握して課題の整理等を行った上で、十分に議論をしていくことが必要である。」とされているところである。

こうした議論の経緯があることを踏まえると、上記の報告書に示された論点について十分な議論がなされないまま、燃料利用を通常の再商品化手法として位置付けることは適切ではないと考える。今後、上記の報告書で示した方針に基づき、検討を進めていきたい。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>1 すでに環境省で小規模な実証・検証が行われているが、更に具体性を持たせるためには特区による実証が必要。特区では従来と異なる競争入札を実施しかつ現状の平均単価を下回る価格が条件の契約を結べば費用が上昇することはあり得ず、指摘されている内容は運用で解決可能。なお、本提案の前提は提案理由にも記したように、容りプラとその他プラを混合回収しその組成比率で事業者、自治体で費用負担するものだが、これは名古屋市からの特区要望に対し D 回答だったと承知しており、その他部分の再商品化が可能であれば事業者は容器包装部分について容り法上の再商品化義務を負っていると理解されるところ、D 回答に変更はないか確認したい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C 一部 D	「措置の内容」の見直し	III
<p>1. について</p> <p>(1) 分別基準適合物の基準の緩和(「圧縮されていること」の除外)について</p> <p>ご提案の制度変更をする前提としては、変更により負担の程度が変化する可能性がある特定事業者又は関係自治体の理解が得られていることが必要。そのためには、例えば、現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されることなどが必要となるものとする。今回の再意見において、現状の平均単価を下回る価格が条件の契約を結べばよく、運用で解決可能と主張されているが、どのような条件が整えば当該金額により分別基準適合物の再商品化を適正に実施できるのかが不明である。</p> <p>また、容器包装リサイクル法は「資源の有効な利用の確保」と同時に「廃棄物の適正な処理」を図ることを目的とした法律であることから、廃棄物の適正な処理を確保しつつ分別基準適合物の再商品化が実施されるべきであり、単なる「安かろう悪かろう」であってはならない。「コスト低減の十分な検証」とは、適正な処理を維持しながらも効率的な再商品化が可能かどうか、という観点から行われるべきである。</p> <p>さらに、ご提案内容に基づくリサイクルシステムは、ご提案の施設に分別基準適合物を引き渡すことに同意できる市町村の協力なくしては成立しえないため、コスト低減の検証に当たっては、特区制度の提案時において当該市町村の責任ある協力が得られることが明確にされる必要があるものとする。</p> <p>以上の点について合理的な証明がなされない限り、1次回答において述べたとおり、現段階においては、本提案内容の実現により再商品化に係るコストが低減されるものであるかどうかの評価が不十分であると言わざるを得ず、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。</p> <p>なお、現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、分別基準適合物の基準が容器包装の区分ごとに全国一律の</p>				

共通の基準として定められていることで、仮に指定法人から再商品化事業を受託した者が何らかの理由により再商品化を行うことが不可能となった場合にも、他の再商品化事業者がその再商品化事業を代行しうる仕組みとしていることで、全国的に、廃棄物の適正な処理を確保し得る仕組みとなっている。

この点、仮に特区制度として本提案を認め、当該地域で分別収集される容器包装廃棄物についてのみ分別基準適合物の基準から「圧縮されていること」を除外した場合には、特区地域とそれ以外の地域とで排出される容器包装廃棄物の分別基準適合物の基準が異なることとなり、他の地域とは異なる基準で収集された容器包装廃棄物について、その処理を担える者はごく少数の者しか存在しなくなることが見込まれる。

したがって、仮に特区制度として本提案を認めた場合、指定法人から再商品化事業を受託した者が何らかの理由により再商品化を行うことが不可能となった場合に、その再商品化事業を代行しうる者を確保することが困難となるため、廃棄物の適正な処理に支障を来すおそれがあるという点が懸念される。

(2) 指定法人業務とは別に独自に行うことについて

名古屋市からの特区要望とは、第14次提案における「容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化」のことであるものと思われるが、これをD回答(現行規定により対応可能)としたのは、同提案に対する再々検討要請に対する回答において、「容器包装以外のプラスチックと容器包装プラスチックとを混合した状態で、(財)日本容器包装リサイクル協会(以下「容リ協会」という。)に引き渡し、それら廃棄物の処理を委託する契約を、容リ協会との間で、同協会の指定法人業務とは別に独自に行うことは、現行法令上、妨げられていない。」と回答しているとおりであり、この見解に変更はない。

したがって、圧縮されていない容器包装プラスチック及び容器包装以外のプラスチックの混合物について、提案内容にある選別特化施設を用いて再商品化する契約を、市町村と容リ協会との間で、同協会の指定法人業務とは別に独自に行うことは、現行法令上、妨げられていないものと考えており、ご提案の事業も、こうした独自の契約を結ぶことで実現可能であると考え

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの意見

2 本提案は再生利用に向けた物と熱回収に向けたものを事前に分離するものであり、再生利用を事実上廃止に追い込むものではない。今回の省庁回答は再生利用に向けたものと熱回収に向けたものを混在させたまま入札を行う既存の枠組みを前提とした議論と混同しているように思われる。また循環基本法には「次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。」とあるが、熱回収も高い環境負荷低減効果が指摘されている。本枠組みを利用して熱回収に向けた物のサーマルリカバリーにおける環境負荷低減効果の実証と検証を行ってもよいのではないか。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

III

容器包装リサイクル法における再商品化手法のうち燃料利用の位置づけ及びその今後の検討方針については、1次回答において述べたとおりである。

1次回答で述べた内容と一部重複するが、循環型社会形成推進基本法の基本原則における優先順位の考え方によれば、「燃焼によって熱エネルギーを獲得する熱回収は、燃焼可能な循環資源について最終的に取り得る手段といえ、いったん熱回収を行うと、その循環資源は再び繰り返して利用することができない。一方、再使用や再生利用を繰り返した後でも熱回収は可能である。したがって、天然資源を効率的に利用し、かつ新たな資源採取に伴う環境への負荷を回避するという観点から、再使用及び再生利用が熱回収に優先すべきである。」とされており、この考え方に基づけば、再使用及び再生利用がされない場合にのみ熱回収されるべきであり、基本方針における再商品化手法の優先順位は、この考えと整合的なものである。この優先順位は、再商品化が実施される地域によって環境負荷の程度が異なるものとは考えにくいことから、地域によって再商品化手法の優先順位が変動するものとは考えにくいから、特区の手法により直ちに制度改正することは適切ではないと考

える。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

再検討要請に対する省庁回答の1(1)、(2)について補足資料1の通り論点をA～Dに分配し、それぞれに対して反論したのでご回答をいただきたい。A～Dのテーマは以下の通り。A:コスト低減の十分な検証について、B:市町村の責任ある協力について、C:廃棄物の適正処理に対する担保について、D:容器包装とその他の物の混合収集物について容器包装の部分は容器包装事業者の再商品化義務を課すことについて

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

III

(1) 論点A～Cについて

仮に特区制度として本提案を認め、当該地域で分別収集される容器包装廃棄物についてのみ分別基準適合物の基準から「圧縮されていること」を除外した場合には、圧縮されていない分別基準適合物を他地域の事業者が落札することは運搬効率の面等から想定しにくく、その処理を担える者はごく少数の者しか存在しなくなることが見込まれる点はこれまでも指摘してきたとおり。

本提案を認めた場合の現行制度に比したコスト低減の可能性については試算資料を提出いただいたが、入札による競争原理が事実上働かない状態が長期間にわたり続いた場合、長期的には再商品化に係るコストが高止まることで特定事業者の費用負担も高止まりすることとなるのではないかとといった点については引き続き検討が必要である。

また、本提案が構造改革特区として認められた場合、全国各地の複数の区域が本提案に基づく特区の計画認定を申請する可能性がある。仮に全国の多数の地域で本提案に基づく特区計画が認定された場合、全国で分別収集されるプラスチック製容器包装廃棄物の多くの割合が事実上競争原理の働かない状態で再商品化されることとなり、日本全体での一般競争入札により容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うという従来の仕組みが根本から崩れるおそれがある。再々検討要請においてコスト低減については「特区認定後の実証で検証すべき」という御意見があったが、実施範囲を制限することが困難な構造改革特区制度を用いて検証を行うことについては、上記の理由から慎重な検討が必要である。

以上のように、本提案は現行の容器包装リサイクル法の仕組みに大きな影響を与えるものであるため、その導入に当たっては審議会等の場で、本措置に伴い、費用負担の増加するおそれのある特定事業者、既に容器包装リサイクル制度に参加しており容器包装の選別に多額の設備投資と人員を割いている市町村、全国の分別基準適合物の総量から特区分が除かれることで落札可能量が減少する再商品化事業者等の様々な利害関係者が議論し、合意が図られることが必要である。そうした議論が十分なされていない現段階では、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。

なお、現時点において市町村の協力が得られることが明確にされている必要がないこと(論点B)及び事業受託後の業務不履行に係るリスク回避については運用上の対応として議論すべきであること(論点C)については貴見のとおりと考える。

(2) 論点Dについて

現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付けている。このため、環境省令を改正し分別基準適合物の定義を変更すると、特定事業者の役割や負担の程度が変化することとなる。特に、御提案の改正を行った場合には、特定事業者が再商品化義務を負うべき分別基準適合物の量の算定方法の如何等によっては、特定事業者の負担が増加するおそれがある。このため、費用負担が増加するおそれがある特定事業者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。

さらに、中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合が昨年10月に取りまとめた「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」では、容器包装以外のプラスチックのリサイクルについて、「容器包装以外のプラスチックの中には、金属が付着する比率の高いもの、危険物を含むものなどリサイクルに適さないものがあることに留意しつつ、容器包

装以外のプラスチックを一括して収集した時に、どの程度の分別収集量の増加やその材質の変化が見込まれるのか、更に精査していく必要がある。」「これらのデータを踏まえた上で、(略)消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を交えて議論を進め、必要に応じてその成果を容リ制度の運用に反映していくとともに、容リ法の次期見直し作業にも反映していくことが望ましい。」といった指摘がされており、こうした点の議論が十分でない現段階では、特区の手法による対応を行うことは適切ではないと考える。

以上のように本提案は現行の容器包装リサイクル法の仕組みに大きな影響を与えるものであり、(1)と同様、その導入に当たっては審議会等の場で、本措置に伴い、費用負担の増加するおそれのある特定事業者、既に容器包装リサイクル制度に参加しており容器包装の選別に多額の設備投資と人員を割いている市町村、全国の分別基準適合物の総量から特区分が除かれることで落札可能量が減少する再商品化事業者等の様々な利害関係者が議論し、合意が図られることが必要である。そうした議論が十分なされていない現段階では、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。

なお、ご提案の内容を含む容器包装リサイクル法をめぐる課題については、関係者の意見も参考にしながら真摯に検討してまいりたい。

環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1320030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	廃棄物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1039060
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
制度の現状	<p>一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物のうち剪定枝等のバイオマスは薄く広く存在するため、再生利用事業を安定的に実施するうえで複数市町村をまたぐ広域的な取組が必要であるが、現状では「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」により、食品廃棄物に限り、再生利用事業計画の認定を受けたもののみ収集運搬業許可を不要としているため、剪定枝の肥料化等の事業化取組に支障をきたしている。 ・事業計画の策定・責任主体は、廃棄物からのペレット、堆肥等の製造事業者を想定しており、責任の所在を明確にしたうえで、計画を審査する ・知事が事前に許可権限を持つ関係市町と十分に調整を図ったうえで、食品リサイクル法における特例措置に準じ、主務大臣が計画認定等を行うスキームにより、市町の意向を反映させる ・国回答の一般廃棄物に関する再生利用指定制度では、市町によって再生利用が確実であると認める品目が統一されておらず、限定的であることから、広域的に取組を進めるうえで事業者が複数市町と個別に調整する必要があり、時間や手続面で事業者の負担感が大きい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>都道府県知事が関係市町村と十分に調整を図ることにより、既存の再生利用指定制度(再生利用されることが確実であると市町村が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であつて市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となる制度)を活用して広域的な収集運搬を行うことは可能である。</p>				

なお、提案理由に、「市町によって再生利用が確実であると認める品目が統一されておらず、限定的であること」とあるが、再生利用指定制度は、その制度設計等が広く市町村長の裁量に委ねられ、むしろ地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となっている。

以上のことから、まずは既存制度の活用を御検討いただきたい。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、提案者の求める措置である「食品リサイクル法に設けられているような廃棄物収集運搬業の許可の特例を設けること」を再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>廃棄物系バイオマスは広く薄く存在するため、各市町村単位での排出量は少なく、対応も異なる。</p> <p>同バイオマスの広域的再生利用について、国から統一指針や規制緩和等が示されない状況のもとでは、各市町村は対応を見直す根拠、契機がなく、各市町村の足並みを揃え、再生利用指定制度を活用するのは困難である。一方、食品廃棄物では食品リサイクル法による特例措置により、大臣認定を受けた計画の範囲内で市町村の収集運搬許可を不要とするスキームが国から示された。現在 31 もの計画が認定され、広域的な食品廃棄物の再生利用が各地で行われている。廃棄物系バイオマスの広域的再生利用を推進するうえで制度面での特例措置は不可欠である。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、再生利用事業計画の認定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置を設けているのは、食品循環資源の排出者である食品関連事業者の責任の下で、利用先確保まで含めた再生利用の取組を担保されるからであるところ、御提案の内容では、再生品の利用先が明確になっていないほか、排出者と計画の策定・責任主体が別であり、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認められない。</p> <p>また、国が関与せずとも、都道府県知事が関係市町村と十分に調整を図ることにより、既存の再生利用指定制度（再生利用されることが確実であると市町村が認めた一般廃棄物のみ処理を業として行う者であって市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となる制度）を活用して広域的な収集運搬を行うことは可能である。</p> <p>以上のことから、まずは既存制度の活用を御検討いただきたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、「措置の分類」を含め再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>廃棄物ごとの特性に応じた再生利用の取組を進めるべきであり、排出者と計画の責任主体が別であっても、利用先確保まで含めた事業計画を策定することにより、再生利用の取組は担保される。</p> <p>国回答では、既存の再生利用指定制度の活用が可能とあるが、食品廃棄物では既存制度の活用を求めるのではなく、食品リサイクル法による特例措置によって、一定の要件のもと計画の範囲内で市町村の収集運搬許可を不要としている。これは既存の再生利用指定制度では広域的な再生利用の取組が困難なため講じられた措置なのではないのか。</p> <p>既存の再生利用指定制度を活用して一般廃棄物の広域的な収集運搬の取組をしている事例があれば紹介いただきたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、再生利用事業計画の認定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置を設けているのは、食品循環資源の排出者である食品関連事業者の責任の下で、利用先確保まで含めた再生利用の取組を担保されるからであるところ、御提案の内容では、排出者と計画の策定・責任主体が別であり、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定と同様の制度設計がなされていると認めら</p>				

れない。

また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律における再生利用事業計画の認定は、再生利用指定制度に比べてより高度な取組、すなわち、食品関連事業者が再生品を利用して生産された農畜産物等を利用することを条件として、一般廃棄物の収集運搬について規制緩和措置を設けているところである。

なお、山口県では再生利用指定制度を活用し、県内の複数の市町が協同して広域的な再生利用に取り組んでいる。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/24shokuhin/nama01-fgr.html>)

以上のことから、まずは既存制度(再生利用指定制度)の活用を御検討いただきたい。

環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1320040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1039070
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条
制度の現状	<p>狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。</p> <p>① 狩猟について必要な適性</p> <p>② 狩猟について必要な技能</p> <p>③ 狩猟について必要な知識</p>

求める措置の具体的内容	<p>狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者について、技能試験の一部(銃器の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>〔提案内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。 ・ 捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可者に狩猟免許の取得を促していくために、銃刀法に基づき実施された技能検定において銃器の基本操作については既に技能を確認されていることから、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についてのみ免除を求めるものである。 <p>〔提案理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃猟免許所持者を増加させるために受験者の負担軽減が必要であることから再提案するものである。 ・ 免除をするのは試験(検定)の実施視点にかかわらず普遍である基本操作(銃器の点検・分解結合、装填、脱包)であり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃器の保持・受け渡し、休憩時の銃器の取扱等)については従来どおり実施したうえで、試験実施手順の組み替えを行うことにより、受験者の負担軽減を図る。 ・ 技能検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格であることから、技能検定の基本操作が満点でなくとも改めて技能の確認は必要ないものとする。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。また、銃刀法における技能講習の基本操作で減点されても、技能講習を修了する</p>				

可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
<ul style="list-style-type: none">・銃を使用するための結合、装填、脱包、分解等の方法(基本操作)は、銃器を安全に取り扱うことを目的に試験するものであり、試験の根拠法令にかかわらず同じである。あくまで免除するのは基本操作のみであり狩猟に必要な技術の有無を判断する試験については免除するものではない。・銃砲所持許可者は技能検定において実射をしており、基本操作が出来なければ実射は出来ないことからこの能力は確認されている。重複して基本操作の試験を課す必要はないと考える。・また、狩猟免許試験、銃の技能検定ともに基準点に達すれば合格となることから、技能検定における基本操作の減点をもって、狩猟免許試験での技能確認が必要とは言えない。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。狩猟免許試験における基本操作を免除することは、基本操作部分における減点はないものとみなすものであるが、銃刀法における技能講習の基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。</p> <p>なお、現実に、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在する。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>銃刀法の技能検定は実射が課されており、基本操作の能力なくして実射は出来ないことから、改めて基本操作の免許試験を課す必要はないと考える。また、狩猟免許試験、技能検定ともに基準点に達すれば合格であり、技能検定の基本操作の一部減点をもって、狩猟免許試験での技能確認が必要とは言えない。狩猟免許試験においても狩猟免許所持者が他の種類の免許を受験する場合は、法令などの項目について最初の免許試験の際の減点の有無にかかわらず既に知識習得がある者として免除しているのと同様である。なお、銃の所持許可がある者でも、基本操作以外の試験項目については狩猟免許試験独自の内容であることから、不合格者がいることは当然である。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	Ⅲ
<p>銃器の基本操作に係る「銃器の点検・分解結合、装填、脱砲」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに足る技術を有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。狩猟免許試験における基本操作を免除することは、基本操作部分における減点はないものとみなすものであり、減点方式の技能試験では、試験項目が減ることは他の受験者との不公平が生じる。一方で知識試験は正答率を基準としており、他の受験者との不公平は生じない。銃刀法における技能講習の基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性はあるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認する必要がある。</p>				

なお、現実には、銃刀法における所持許可を有している者であっても、銃の操作が確実でないことなどを理由に狩猟免許試験に不合格となるものは存在するため、基本操作に係る部分を免除すれば、本来不合格となるべきそれらの者が合格することになってしまう場合がある。

環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1320050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1039080
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条
制度の現状	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。

求める措置の具体的内容	<p>農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理を図るため、都道府県知事が指定した鳥獣保護区の全部又は一部区域について、特定の鳥獣(シカ・イノシシ※)に関し、「わな」による捕獲をすることができることとする</p> <p>※ 特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の顕著な狩猟鳥獣(シカ・イノシシ)を対象とする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けることなく捕獲できる特例を設ける。 他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 植付直後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による食害等を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これらによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている 猟師の減少・高齢化等により銃猟による十分な捕獲ができない現状に鑑み、また、銃猟による誤射を回避するためにも、区域等を限定した「わな」による捕獲について、一定程度の規制緩和を行うべき

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>鳥獣保護区で狩猟を認めると、たとえ区域と猟法を限定して実施したとしても、不特定で多数の狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。</p> <p>農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。
提案主体からの意見	

有害鳥獣捕獲も、提案による捕獲の場合も対象鳥獣や猟法、期間、場所を限定して行うものであり、提案の場合に不特定の一般狩猟者が行うということだけで鳥獣保護区の指定目的に支障(営巣放棄等)が生じるとは考えられない。農業被害について収穫前の食害等により農家の経済的損失に加え精神的な影響も深刻になっており、地域の狩猟者が急激に減少する中、有害捕獲だけでは被害が防げないことから、保護区更新の同意が得られず保護区存続が出来なくなっている。本提案の捕獲行為が保護区の目的達成に支障が生じると懸念する前に、保護区そのものが目的を達することなく廃止(縮小)せざるを得ない状況となっていることもご理解いただきたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

鳥獣保護区で狩猟を認めると、たとえ区域と猟法を限定して実施したとしても、不特定で多数の狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。

鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、そもそも鳥獣の保護をはかるという法律の目的を達成するための鳥獣保護区制度の存在意義を失わせるものである。

農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

鳥獣保護区であっても法律上、無条件に全ての鳥獣の保護を規程したものでないことは、有害鳥獣捕獲が認められていることから明らかであり、一定の条件のもと行う狩猟が制度の存在意義を失わせるものでないとする。提案の内容は、対象鳥獣や猟法、期間、場所を限定して行うものであり、希少鳥獣が営巣している地域を除外し、さらに入猟者には事前届出制をとって人数の制限するなど、県による捕獲に対するコントロールは可能である。野生鳥獣による被害状況は全国一律ではないことから、国回答のように一律に既存制度で対応することは困難であり、地域の実情に応じ地域を限定して特例を認めることが特区制度の目的にかなうものとする。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

鳥獣保護区で狩猟を認めると、狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。

鳥獣保護区内で狩猟を認めることは、そもそも鳥獣の保護をはかるという法律の目的を達成するための鳥獣保護区制度の存在意義を失わせるものである。

農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。

なお、鳥獣保護法第3条に基づく基本指針の改正において、農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害捕獲等の適切な実施により、適切に対応する旨明記したところであり、また、従前より複数年の期間にわたる許可も可能であることから、これらを活用して適切に対応されたい。

環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1320060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃によるシカの捕獲をできることとする	都道府県 提案事項管理番号	兵庫県 1039090
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条
制度の現状	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。

求める措置の具体的内容	農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等について、夜間の銃の使用を可能とする
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>日出前及び日没後に禁止されている銃猟について、大量捕獲わな等により捕獲したシカの止めさし等、灯火するなどにより安全性を十分確保できるものについては、夜間においても銃器の使用を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また夜間に捕獲隊員が従事できるようになることにより早期に農林業被害の減少を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある ・夜間でも十分な灯火により工事等の様々な社会活動が行われており、対象鳥獣を判別し、安全に銃使用ができる基準のもとで実施可能である ・餌付けを行った場所での射撃であり、照明及び遠隔カメラを用いることにより、射撃範囲内の人や動物の識別は、これまでの捕獲取組で確認できている

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、事物を明確に見分けられない夜間における発砲については、危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保することが困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。
提案主体からの意見	<p>・本提案は、使用場所を限定し灯火により安全性を確保して行うものであり、事物を明確に見分けられる距離、灯火を確保したもつで実施するものである。夜間においても灯火により昼間同様に工事等の安全確保が必要な様々な社会活動が行われており、銃の使用のみが夜間時間帯であることを理由に事故等の危険があるとは言えない。</p>

・餌付けを行った場所での射撃であり、投光器等による照明及び遠隔カメラを用いることにより射撃範囲内の人や動物種の識別は、今までの夜間の捕獲活動で間違うことなく確認出来ているところである。照明を使用しても夜間は危険を防止し、公共の安全を維持出来ないと判断される具体的な理由をご教示いただきたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、事物を明確に見分けられない夜間における発砲については、危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保することが困難である。

灯火は、自然光と異なり、影が生じたり、灯火の光源が目に入って目がくらむことにより、誤射につながるおそれがある等の問題がある。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。

提案主体からの再意見

本提案は、通常行われる山野における狩猟等をしようとするものではなく、使用場所を限定し灯火により安全性を確保して行うものであり、事物を明確に見分けられる距離、灯火を確保したもとで実施するものである。灯火により陰が生じるのは片方向のみによる照明であり、複数方向から照射することにより陰の発生を防ぐことは可能である。また、光線により目がくらむ危険性については照明の種類、設置方向により生じないものとする。

再々検討要請に対する回答

「措置の分類」の再見直し

C

「措置の内容」の再見直し

I

現行制度においても、止めさし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態がある。例えば、平成18年10月26日に長野県において、檻の中のクマを仕留めようと発砲したところ、クマが動いたため檻の鉄筋に弾がはねて自分の左足脛に被弾するという事故が発生するなど、昼間の発砲による止めさしでも、当事者や周囲の者にとって危険な場合がある。

また、ライフル弾の最大到達距離が3km強、散弾が約700mであることを踏まえると、周囲の者(少し距離のある者)に対する安全性の確保について懸念がある。

こうしたことから、灯火により安全性が十分に確保されるとはいえない。

環境省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1320070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1039100
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	環境省
該当法令等	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項
制度の現状	<p>風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。</p>

求める措置の具体的内容	<p>自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると県が認める場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案内容)</p> <p>本県では、現在、次期地球温暖化防止推進計画について、国のエネルギー政策の動向等を注視しながら策定を検討しており、その中で、自然エネルギーの大幅導入を同計画に盛り込むことを考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の温室効果ガス削減の目標達成に向け、特に電力不足が懸念される現状においては、再生可能エネルギーの導入促進は必要不可欠な状況である。 ・その方策の1つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、一定程度の規制緩和をすべきであり、風車の設置が周辺の風致・景観と調和する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	III
<p>我が国を代表する優れた自然の風景地である国立・国定公園は、生物多様性を保全するための屋台骨であり、また、国民全体の財産でもある。</p> <p>再生可能エネルギーを国立・国定公園内において導入するに当たっては、国立・国定公園の資質が維持されることが前提となる。</p> <p>風力発電について、全国の導入ポテンシャルのうち、国立・国定公園内に存する割合は約5パーセントであり、まず、公園外において適地を検討すべき。</p> <p>特別地域においては、これまで不明瞭等の指摘があった許可基準について、本年3月に作成した「技術的ガイドライン」で明確にしたところ。</p> <p>このことから、風車の設置が周辺の自然景観を含む風致景観と調和する場合は、自然公園法の許可はなされることから、規制を除外する必要はなく、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。</p> <p>また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>・風力発電施設の設置場所については、騒音等の問題から、県内で適地が限られており、比較的課題の少ない臨海部工業地域などへの設置の可能性も検討しているところであるが、よい風の条件の得られる自然公園区域においても、設置を促進していきたいと考えている。</p> <p>・昨今の原子力発電の停止等による電力不足の懸念から、再生可能エネルギーの導入促進は急務であり、迅速な対応により風力発電設備の設置促進を図る観点から、例えば指定した区域内では、周辺の風景・景観と調和すると県が認める場合（山稜線に設置する場合を除く）は、風致景観に関する規制を除外するなど、柔軟な対応を検討すべきと考える。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	III
<p>我が国を代表する優れた自然の風景地である国立・国定公園は、生物多様性を保全するための屋台骨であり、観光立国を推進する上で重要な観光資源でもあり、国民全体の財産である。</p> <p>再生可能エネルギーを国立・国定公園内において導入するに当たっては、国立・国定公園の資質が維持されることが前提となり、風力発電については、全国の導入ポテンシャルのうち、国立・国定公園内に存する割合は約5パーセントであり、まず、公園外において適地を検討すべき。</p> <p>一方、地球温暖化対策の推進に向けた再生可能エネルギーの導入促進に資するものとして、昨年、規制・制度改革に関する分科会において、環境分野についての規制・制度の見直しが検討され、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」が閣議決定されたことを受けて、当省では、風力発電施設の設置に関する自然公園法上の許可基準である自然公園法施行規則第11条第11項における、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」について、技術的ガイドラインとしてとりまとめた。</p> <p>本ガイドラインは、自然公園法施行規則第11条に規定する自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を定めた「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法」（平成22年4月日付環自国発第100401008号 環境省自然環境局長通知）6「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない」（第1項第3号）及び「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでない」（第1項第4号）を補足する具体的な考え方として取り扱うこととしており、個別案件については、自然景観を含む風景・景観と調和する場合は、個別の判断のもと自然公園法の許可はなされることから、規制を除外する必要はない。</p> <p>また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。</p>				

〇再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>・再生可能エネルギーの導入促進については、本県においても様々な視点から検討しており、風力発電については、自然公園区域以外にも臨海部工業地域などへの設置の可能性を検討しているところである。</p> <p>・自然公園区域への風力発電施設の建設にあたっては、バードストライクや生態系への影響については個別の判断を行う必要があると考えるが、景観については、展望地からの眺望への支障の程度が低く、かつ、自然景観との調和の見込まれる区域を特定し、その区域内における設置については、県の判断に委ねるなど、風致景観に関する規制を一定程度緩和すべきと考える。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	III
<p>風力発電施設の設置における自然景観への影響は、風車の位置、数、高さ、関連施設など事業毎に条件が異なるとともに、周辺の地形、植生、眺望点等との関係性により、数メートルの立地地点の移動や高さの変更によって大きく変わるものである。そのため、実際の審査に当たっては、尾根筋を外すなど立地を変更し、高さを抑え基数を減らすなど、一定の区域内における事業計画であっても、国立・国定公園の自然景観を保全するための措置を求めてきたところである。よって、提案主体か</p>				

らの再意見にあるような区域をあらかじめ特定することは難しく、自然公園内における風力発電施設については、具体的な計画に即して、個別に判断するべきと考えている。また、前回回答のとおり、風車の設置が周辺の自然景観を含む風致景観と調和する場合は自然公園法の許可はなされることから、規制を一定程度緩和する必要はなく、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。